

令和元年第7回氷川町議会定例会会議録（第3号）

令和元年12月13日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程（第3日目）

- 日程第 1 各常任委員会の審査報告について
- 日程第 2 議案第46号 氷川町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第47号 氷川町フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第48号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第49号 氷川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第50号 氷川町福祉センター等条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第51号 氷川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第52号 氷川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第53号 令和元年度氷川町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第10 議案第54号 令和元年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第55号 令和元年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第12 議案第56号 令和元年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第57号 令和元年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 議案第58号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第15 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について

追加日程第1 議案第59号 令和元年度氷川町一般会計補正予算（第6号）について

日程第16 議員派遣の件

日程第17 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第18 産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第19 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 西尾正剛	2番 木下厚
3番 河口涼一	4番 清田一敏
5番 長尾憲二郎	6番 吉川義雄
7番 上田俊孝	8番 三浦賢治
9番 上田健一	10番 松田達之
11番 片山裕治	12番 米村洋

4. 欠席議員はなし。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 平山早苗 書記 畑野照美

6. 説明のため出席した者の職氏名

町長 藤本一臣	副町長 平逸郎
教育長 太田篤洋	総務課長 稲田和也
企画財政課長 濤岡美智代	税務課長 西田美子
町民課長 尾村幸俊	福祉課長 山本昭義
農業振興課長 前田昭雄	農地課長 星田達也
建設下水道課長 野田俊明	地域振興課長 前崎誠
会計管理者 橋本智明	学校教育課長 岩本博美
生涯学習課長 増永光幸	代表監査委員 島田博行

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（米村 洋君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

暫時休憩に入ります。

-----○-----

休憩 午前10時01分

再開 午前10時06分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

-----○-----

日程第1 各常任委員会の審査報告について

○議長（米村 洋君） 日程第1、各常任委員会の審査報告について議題とします。

これから各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、片山裕治君。

○総務文教常任委員長（片山裕治君） 皆さん、おはようございます。総務文教常任委員会、当委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、条例3件、予算1件、その他1件であります。当委員会は12月11日、役場2階大会議室で関係課長により説明を求めながら審査を行いました。

議案第46号、氷川町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定については、現在の非常勤、派遣職員は新年度からどのような位置付けになるのかの質疑に対し、勤務時間が7時間45分未満となり、パートタイムでの対応となると答え、また働き方改革では正規、非正規雇用者の格差を縮めることが目的の一つだが、パートタイムでの処遇改善はできるのかの質疑に対し、身分的に地方公務員扱いになり、期末手当も再任用職員と同率が支給されることになると答えました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号、氷川町フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定については、フルタイムでの任用は今後、産休や育児休業者の代替え者などあった場合は適用するのかの質疑に対し、事例があったときに検討していきたいと答えました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第48号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定については、交通指導員設置条例の廃止で非常勤特別職ではなくなるが、どうなるのか。また、区長もどのような扱いになるのかの質疑に対し、法律の改正により、非常勤特別職は専門的な見地を有する者に限定され、交通指導員、区長などが除かれることになる。交通指導員については、新たに設置要綱を作成し身分は有償ボランティアになる。区長については、町と個人との委託契約を結ぶと答えました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号、令和元年度氷川町一般会計補正予算（第5号）については、総務費、企画費の委託料でふるさと納税の今年度の目標額と、寄附額増加の理由は何かの質疑に対し、目標額は当初1,000万円から5,000万円に増額している。インターネットによる受付窓口を3社に増やし、昨年寄附者に対し書面による事業の報告を行い、またイベントでのPRなどにより、寄附額の増加につながっていると思うと答えました。

次に、消防費、災害対策費の宮原防災公園は、緊急防災・減災事業債の事業と説明があり、起債充当100パーセントと思うが、一般財源があるのはなぜかの質疑に対し、遊具の設置などが予定され、その部分については起債対象外となっていると答えました。

次に、教育費、社会教育総務費の内容は何かの質疑に対し、野津古墳群の国指定範囲内の民有地の購入費と柑橘類の立木補償と答え、また今回の買収地及び周辺町有地での計画はあるのかの質疑に対し、野津古墳群と大野窟古墳の公園化計画があるが、熊本地震による大野窟古墳の災害復旧を優先していると答えました。委員から買収により町有地の維持管理費の増加が見込まれると思われるので、早めに計画を進め整備を行ってほしいと意見がありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、質疑及び意見はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上であります。各議員におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げまして、総務文教常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（米村 洋君） 次に、産業建設厚生常任委員長、清田一敏君。

○産業建設厚生常任委員長（清田一敏君） 皆さん、おはようございます。産業建設厚生常任委員会の審査報告を申し上げます。

当委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、条例4件、予算5件であります。当委員会は12月11日、役場2階大会議室で関係課長より説明を求めながら審査を行いました。

議案第49号、氷川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例については、報告等が追加されているが、報告とは何かの質疑に対し、貸付を受けた者又はその保証人の収入や資産などの分かるものを提出することと答えました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号、氷川町福祉センター等の条例の一部を改正する条例については、別表トレーニング室回数券（11枚）で、中学生だけが500円上がることになるが、どのくらいの利用があったのかの質疑に対し、中体連や高校入試が終わったときに多少の利用がある程度と答えました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号、氷川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について及び議案第52号、氷川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、関連しての質疑になるが、家庭的保育事業とあるが、氷川町で該当する施設はあるのか、現状はどうかの質疑に対し、1施設ある。小規模保育事業所と連携施設として幼稚園を運営されていると答えました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号、令和元年度氷川町一般会計補正予算（第5号）については、民生費、社会福祉費、障害児通所給付費等の増額の内容はの質疑に対し、当初の見込みより対象者が多くなり予算の不足が見込まれる。国保連合会からの実績に合わせ、今年一番多い月の額をもとに計上したと答え、また児童福祉費、放課後児童クラブ健全育成事業委託料は、新たに取り組むのかの質疑に対し、算定方法が変更になったためと答え、内訳として基礎額、学童の人数、開所時間・日数、障がい者受け入れ、指導者のスキルアップ研修等の加算で算出すると答えました。

次に、衛生費、保健衛生費、合併浄化槽設置整備事業補助金と健康センターの修繕料の内訳内容はの質疑に対し、合併浄化槽は7人槽2基の追加分と、修繕料は雨漏りがあるためコーキングを行うものと答えました。

次に、土木費、土木管理費、単県事業負担金の率はの質疑に対し、大野交差点改良事業等の町負担の増額分で、町は事業の6.1725パーセントを負担すると答えました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号、令和元年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、質疑及び意見はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号、令和元年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、総務費、総務管理費、控訴代理人委託料の内容はの質疑に対し、宇城市の医療法人社団本田会に対し、介護報酬の不正請求に伴う第2審の弁護士費用と答えました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第56号、令和元年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について及び議案第57号、令和元年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、質疑及び意見はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上であります。各議員におかれましては、当委員会の決定にご賛同をいただきますようお願い申し上げまして、産業建設厚生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（米村 洋君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これから各常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

-----○-----

日程第2 議案第46号 氷川町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について

○議長（米村 洋君） 日程第2、議案第46号、氷川町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第46号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第46号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第47号 氷川町フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例
の制定について

○議長（米村 洋君） 日程第3、議案第47号、氷川町フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第47号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第47号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第48号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行
に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

○議長（米村 洋君） 日程第4、議案第48号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第48号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第48号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第49号 氷川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する
条例について

○議長（米村 洋君） 日程第5、議案第49号、氷川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第49号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第49号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第50号 氷川町福祉センター等条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第6、議案第50号、氷川町福祉センター等条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第50号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第50号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第51号 氷川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第7、議案第51号、氷川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第51号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第51号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第52号 氷川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第8、議案第52号、氷川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第52号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第52号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第53号 令和元年度氷川町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（米村 洋君） 日程第9、議案第53号、令和元年度氷川町一般会計補正予算（第5号）について議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第53号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第53号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第54号 令和元年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（米村 洋君） 日程第10、議案第54号、令和元年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第54号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第54号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第55号 令和元年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第3号）
について

○議長（米村 洋君） 日程第11、議案第55号、令和元年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第3号）について議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第55号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第55号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第56号 令和元年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（米村 洋君） 日程第12、議案第56号、令和元年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第56号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第56号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第57号 令和元年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（米村 洋君） 日程第13、議案第57号、令和元年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第57号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第57号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 議案第58号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（米村 洋君） 日程第14、議案第58号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第58号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第58号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（米村 洋君） 日程第15、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦について

議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、諮問第3号を採決します。

本案は適任者として推薦することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、諮問第3号は、適任者として推薦することに決定しました。

ここで暫く休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時32分

再開 午前10時33分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

-----○-----

追加日程第1 議案第59号 令和元年度氷川町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（米村 洋君） ただいま、町長から議案第59号が提出されました。

お諮りします。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1、議案第59号、令和元年度氷川町一般会計補正予算（第6号）について議題とします。

議案の説明を求めます。企画財政課長、濤岡美智代さん。

○企画財政課長（濤岡美智代さん） 議案第59号、令和元年度氷川町一般会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。

令和元年度氷川町一般会計補正予算（第6号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ76億288万3,000円とするものです。

歳出についてご説明いたします。7ページをご覧ください。

10款、総務費、5項、総務管理費、10目、財産管理費、13節、委託料41万8,000円は、庁舎井水配管漏水調査委託料でございます。役場庁舎等のトイレに使用している地下水の使用量が異常に増えてきており、配管での漏水の疑いがあるため、調査を行うための委託料でございます。

20款、衛生費、5項、保健衛生費、15目、母子保健費、20節、扶助費58万3,000円は、産前産後ホームヘルプサービス事業であります。当初予算で計上しておりましたが、利用者の増加により不足が見込まれるため、計上するものです。

次に、歳入です。6ページをご覧ください。

90款、5項、5目、繰越金、5節、前年度繰越金、100万1,000円を計上し、財源とするものです。

以上で、議案第59号、令和元年度氷川町一般会計補正予算（第6号）についての説明を終わります

○議長（米村 洋君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。

これから、議案第59号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第16 議員派遣の件

○議長（米村 洋君） 日程第16、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付のとおり、派遣することにしたと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配付のとおり、派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第 17 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（米村 洋君） 日程第 17、総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について議題とします。

総務文教常任委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配りました調査活動に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第 18 産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（米村 洋君） 日程第 18、産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について議題とします。

産業建設厚生常任委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配りました調査活動に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第 19 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（米村 洋君） 日程第 19、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

町長から閉会にあたっての挨拶の申し出があります。

町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げたいというふうに思います。

本定例会に提案をいたしました議案につきましては慎重にご審議を賜り、全議案につきまして、原案どおりご決定をいただき誠にありがとうございました。

なお、説明資料に不十分な点があったことにつきまして、私のほうからもお詫びを申し上げたいというふうに思っております。常々、各課長には委員会等での説明につきましては丁寧な説明を求めています中でのことでございまして、私自身、大変残念に思っているところであります。今後、それぞれ各課長にはさらなる丁寧な説明、丁寧な資料の提出を求めていきたいというふうに思っております。

現在、第2期の氷川町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン並びに総合戦略の策定作業を進めております。素案ができ上がりましたので、このあと皆さま方に概要の説明を行います。第1期の枠組みを維持しつつ、必要な強化を図ってまいりたいというふうに思っております。

なお、本総合戦略は第2次氷川町総合振興計画を基本に、国が示しております政策分野の範囲、一つ仕事づくり、一つ人の流れ、一つ結婚・出産・子育て、一つまちづくり等々にスライドをさせました5年間の計画をいたしますので、議員各位からのさらなるご意見を賜りたいというふうに思っております。

また、第2期の氷川町行政改革大綱並びに実施プランの策定にも着手をしまして、合併後の行政改革の取り組みを検証するとともに、昨日、第1回氷川町行政改革推進委員会を開催をし、第2次の氷川町行政改革大綱案及び実施計画案並びに氷川町定員管理計画案について諮問をしたところであります。今後、パブリックコメントを募集するとともに、しかるべき時期に議員各位にもご意見を賜りたいというふうに考えております。

持続可能な氷川町を維持するためには、さらなる経費削減と効率的な行政運営が求められておりますので、議員各位にもご理解とご協力をよろしくお願いをいたしたいというふうに思っております。

本定例会でいただきましたご意見等につきましては、真摯に受け止め、今後の町政運営の参考にさせていただきたいというふうに思っております。本年も余すところ

ろ2週間余りとなりましたけれども、議員各位におかれましては健康に十分留意を
されまして、ますますご活躍をされることを願っております。

少し早うございますけれども、来る年が皆さまにとりましても、氷川町にとりま
しても、素晴らしい年になりますことを祈念申し上げまして御礼の言葉といたしま
す。お世話になりました。

○議長（米村 洋君） これで会議を閉じます。

令和元年第7回氷川町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前10時44分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日 氷川町議会議員 米 村 洋

令和 年 月 日 氷川町議会議員 長 尾 憲二郎

令和 年 月 日 氷川町議会議員 吉 川 義 雄